（様式５）

最終更新日：令和5年10月23日

一般社団法人日本パラアイスホッケー協会　スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.sledgejapan.org

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」という中長期基本計画を策定し、当協会HPに掲載している。計画策定に当たっては、事務局全員で作成の上、理事会にかけ、意見を募っている。世界選手権（Bプール）終了後、計画・実施状況のチェックおよび中長期計画を見直しを行い、2024年3月を期限目標として再策定する。	中長期計画
2	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」という中長期基本計画を策定し、当協会HPに掲載している。計画策定に当たっては、事務局全員で作成の上、理事会にかけ、意見を募っている。世界選手権（Bプール）終了後、計画・実施状況のチェックおよび中長期計画を見直しを行い、2024年3月を期限目標として再策定する。	中長期計画
3	［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	「日本パラアイスホッケー協会中長期基本計画」という中長期基本計画を策定し、当協会HPに掲載している。計画策定に当たっては、事務局全員で作成の上、理事会にかけ、意見を募っている。世界選手権（Bプール）終了後、計画・実施状況のチェックおよび中長期計画を見直しを行い、2024年3月を期限目標として再策定する。	中長期計画
4	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	日本パラアイスホッケー組織規程では、外部理事の割合を25％以上、女性理事の割合を40％以上とすることを記載済。 今年度、理事1名（代表理事）が辞任により外部より代表理事が就任し、また新たに女性外部理事（現役アスリート）に理事を委任した。現在の理事は7名となり、うち女性3名(42.9%)・外部理事2名(28.6%)であり、目標割合は超えている。	役員名簿 日本パラアイスホッケー協会組織規程 日本パラアイスホッケー協会中長期計画
5	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	一般社団法人であり、協会にかかわる人数も少ないため、評議員会はしばらく設置しない。	

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（1）組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置済み。メンバーは現在男性4名であるが、積極的に活動しているアスリートは男性しかおらず、当競技のパラリンピック採用種目も一種目。出身地域ということではバランス良く選定されている。委員会開催時は議事録を理事会に提出し、アスリート委員会担当理事を通じて積極的にアスリート委員会の意見を組織運営に反映している。	日本パラアイスホッケー協会アスリート委員会規程 アスリート委員会名簿
7	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（2）理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事7名は、一部上場企業の100％子会社の役員である理事長他、業務執行理事、ドクター、アンチ・ドーピング専門家、現役アスリート2名（パラアイスホッケー・他競技）と多様に亘っている。	役員名簿 日本パラアイスホッケー協会中長期計画
8	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	協会組織規程第8条にて、理事の就任時年齢を65歳以下としている。	(1)日本パラアイスホッケー協会組織規程
9	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	定款、組織規程に「原則5期（一期2年）を超えて在任してはならない」と明記している。 全理事ともに2016年2月の一般社団法人化以来の理事であることから2026年に予定されているミラノパラリンピック前後に計画的に交替することを図っていく。	定款 日本パラアイスホッケー協会組織規程 役員名簿
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	
10	［原則2］適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（4）独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	有識者等よる役員候補者選定委員会を設置。合わせて役員候補者選定委員会規程を設置している。現在委員は3名だが、本年度中に外部からの委員を増員し委員数を5名にする予定。	パラアイスホッケー協会組織規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するためにコンプライアンス規程を整備している。	コンプライアンス規程
12	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	組織運営に必要な規程として日本パラアイスホッケー協会組織規程ほか右記の規程を整備している。	日本パラアイスホッケー協会組織規程 給与規程・会計処理規程・旅費等に関する規程・コンプライアンス規程・倫理に関するガイド
13	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	その他法人業務に必要な規程として個人情報保護規程ほか右記の規程を整備している。	個人情報保護規程、危機管理規程、危機管理マニュアル、通報窓口に関する規定、
14	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役職員の報酬等に関する規程としては、日本パラアイスホッケー協会組織規程第13条ほか右記の規程を整備している。 2016年2月以前の任意団体時期には、理事を含む協会スタッフ全員がボランティアとして無報酬で協会運営にあたっており、法人格取得後は事務局長を兼ねる執行理事の賃金以外、理事に対する役員報酬はない。	日本パラアイスホッケー協会組織規程 給与規程 就業規則 旅費等に関する規程
15	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	法人の財産に関する規程としては、寄付金取扱規程を整備している。 現在の財産は、流動資産しかないが、金銭と固定資産の取扱いにつき、会計処理規程に規定している。	寄付金取扱規程 会計処理規程
16	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政的基盤を整えるための規程として付随事業に関わる規程を整備している。	付随事業等に関する規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手選考規程、スポーツ仲裁規程および個人情報保護規程を整備し、関連規程の作成者を公平かつ合理的な過程で実践している。	代表選手選考規程 スポーツ仲裁規程 個人情報保護規程 クラブチームの登録に関する規程 2023-2024シーズン強化事業実施要綱
18	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（4）審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	独自の審判員制度を持たないため、適用されない（審判員は日本アイスホッケー連盟の有資格者であり、JIHFの規程等に準拠する）	
19	［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（5）相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	現状では、日本財団 パラスポーツサポートセンター（パラサポ）の支援により、法務相談を受けられる体制にあり、加えて2020年9月より弁護士にボランティアで相談支援を受けている。	コンプライアンス委員会名簿 協会組織図
20	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（1）コンプライアンス委員会を設置し運営すること	日本パラアイスホッケー協会組織規程を整備し、女性および弁護士を含むコンプライアンス委員を選定して委員会を設置した。。	日本パラアイスホッケー協会組織規程 コンプライアンス委員会名簿
21	［原則4］コンプライアンス委員会を設置すべきである。	（2）コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	同上	
22	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	JPC実施の研修会に一部理事が出席、その後理事会等で情報を共有した。また選手向け研修会・指導者講習会のインテグリティ研修の一部理事が出席した。今年度もJPC実施の研修会に参加予定。	研修会要項

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	昨年度、弁護士による「インテグリティ研修会」をオンラインで2023年1月に開催。強化指定選手・スタッフ全員（および一部理事）が出席。指導者向けには、講習会中にインテグリティ研修を行った。	研修会要項
24	［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（3）審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	独自の審判員制度はないが、協会事業にかかわる審判員には、弁護士による「インテグリティ研修会」の受講を勧める。	
25	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（1）法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法務は弁護士とのボランティア相談にて日常的に相談ができる体制がある。 財務は、パラスポーツサポートセンターの支援を受け、経理のシェアドサービスを利用し、それとは別に、税理士・社労士と年間契約を結び体制を構築した。 加えて、必要に応じて行政書士・司法書士からの支援体制を構築した。	一般社団法人日本パラアイスホッケー協会組織図 組織図
26	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計処理規程を整備し、パラスポーツサポートセンターの会計士が会計帳簿を確認している。 また契約した税理士にも確認を依頼し、各事業年度毎に監査報告書を作成している。	会計処理規程 監査報告書
27	［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	会計処理規程および倫理に関するガイドラインを整備している。	会計処理規程 倫理に関するガイドライン
28	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	協会HPにおいて決算書および事業報告書を開示している	2022年度決算書 2022年度事業報告書

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	協会HPにおいて選手選考規程を開示し、情報公開が可能になった時点で、選考された選手を掲示している。	代表選手選考規程
30	［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	HPにて情報を開示している。	自己説明公表様式
31	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（1）役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	会計処理規程を整備し、コンプライアンス規程にて「利益相反の防止及び開示」を規定している。	コンプライアンス規程 組織図 定款
32	［原則8］利益相反を適切に管理すべきである	（2）利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシー作成済み。	利益相反ポリシー
33	［原則9］通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報窓口に関する規程を整備し、関係者に配付している。	通報窓口に関する規程
34	［原則9］通報制度を構築すべきである	（2） 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の運用体制を弁護士を中心に整備している。	通報窓口に関する規程
35	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの　手続を定め、周知すること	処分規程を制定し、関係者に配布している。	処分規程

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	［原則10］ 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査は弁護士を中心として行う。	処分規程
37	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（1）NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	スポーツ仲裁規程を整備している。	スポーツ仲裁規程 処分規程
38	［原則11］選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	（2）スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	スポーツ仲裁規程を整備し、関係者に配付している。	スポーツ仲裁規程
39	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（1）有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理規程および危機管理マニュアルを整備し、危機管理体制を構築して一連の流れを策定している。また、危機管理マニュアルにおいて緊急対策本部あるいは第三者委員会の設置を定めている。	危機管理規程 危機管理マニュアル
40	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（2）不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	危機管理規程および危機管理マニュアルで構築している。 現在、コンプライアンス委員会にて対応中の案件あり。処分が決まり次第、HPにて公開予定。	危機管理規程 危機管理マニュアル

審査項目通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	［原則12］危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3）危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	危機管理マニュアルで第三者委員会の設置を提言している。	危機管理マニュアル
42	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現時点で地方組織は無く、当該審査項目を自らに適用することが合理的でないと考える。 地方組織はないが、協会下部組織としてのクラブチームに関しては、その登録に関する規程を整備し、スポーツ庁やJPCからの情報を共有し、感染症対策などを指導している。 2022年度より「クラブチーム支援（助成金交付）」を実施するとともに、「指導者養成講習会」を開催し、アンチドーピング・インテグリティの研修を含むこととした。	クラブチームの登録に関する規程 感染症対策および緊急事態宣言解除後の活動再開時指導
43	［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	同上	感染症対策および緊急事態宣言解除後の活動再開時指導